

香川県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県条例第39号

香川県監査委員条例の一部を改正する条例

香川県監査委員条例（昭和39年香川県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(決算審査等)</p> <p>第8条 法第233条第2項若しくは第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項若しくは第22条第1項の規定による審査は、その付された日の翌日から起算して7日以内に着手しなければならない。</p>	<p>(決算審査等)</p> <p>第8条 法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項又は法第241条第5項の規定による審査は、その付された日の翌日から起算して7日以内に着手しなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。